

(メール施行)
兵共募発第220号
令和元年10月21日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 松本博子

「令和元年台風第19号災害義援金」(岩手県)の募集について(ご依頼)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり岩手県共同募金会より通知がありました。

つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、義援金の受け入れの事務手続きにつきましては、下記のとおり取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

記

〔義援金の受け入れの事務手続き〕

(1) 義援金の取り扱いについて

市区町共同募金委員会で義援金を受領された場合は、別添募集要綱の義援金受入口座へ、共同募金委員会名にて直接送金をお願いいたします。

(2) 受領書・領収書の発行について

① 寄付者へ「受領書<様式1>」の発行をお願いいたします。

② 税控除用の領収書を希望される方があれば、兵庫県共同募金会あて「領収書希望者名簿<様式2>」及び義援金を送金した際の送金控<様式3>をe-mailにてお送り願います。

※正式な領収書は後日、岩手県共同募金会から送付されることを寄付者へお伝え願います。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 (担当: 松本裕一・大隅優樹)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

TEL: 078-242-4624 FAX: 078-242-4625

電子メール: info@akaihane-hyogo.or.jp

令和元年台風第 19 号災害義援金募集要綱

社会福祉法人岩手県共同募金会

1 趣旨

令和元年 10 月 12 日太平洋沿岸部に上陸した台風 19 号により、岩手県内では、死傷者等の人的被害、家屋の流失、床上浸水・床下浸水等の被害が発生、6 市 5 町 3 村で災害救助法が適用されました。岩手県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和元年台風第 19 号災害義援金

3 募集期間

令和元年 10 月 18 日（金）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

4 送金指定口座

金融機関名	店名	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店	普通預金 2 2 9 2 1 5 5	社会福祉法人岩手県共同募金会 令和元年台風第 19 号災害義援金 会長 長山 洋

※ 全国銀行協会加盟銀行からの送金手数料は無料扱いになる場合があります（ATM を除く）。詳細は各金融機関にお問合せください。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領書等に本募集要綱を添えてご提出ください。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、岩手県、日本赤十字社岩手県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

7 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和元年 10 月 17 日から施行します。

問合せ先

社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020 - 0831 岩手県盛岡市三本柳 8 - 1 - 3

TEL : 019 - 637 - 8889 FAX : 019 - 637 - 9712